

中野区立教育センター条例新旧対照表

改正案	令和2年中野区条例第42号による改正後				
<p>(設置)</p> <p>第1条 中野区における学校教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、中野区立教育センター(以下「教育センター」という。)を東京都中野区中央一丁目41番2号に設置する。</p> <p><u>2 教育センターに次のとおり分室を設置する。</u></p> <table border="1" data-bbox="188 757 790 898"><thead><tr><th data-bbox="188 757 451 813">名称</th><th data-bbox="456 757 790 813">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="188 819 451 898">中野区立教育センター分室</td><td data-bbox="456 819 790 898">東京都中野区野方一丁目35番3号</td></tr></tbody></table> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和3年11月29日から施行する。</u></p>	名称	位置	中野区立教育センター分室	東京都中野区野方一丁目35番3号	<p>(設置)</p> <p>第1条 中野区における学校教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、中野区立教育センター(以下「教育センター」という。)を東京都中野区中央一丁目41番2号に設置する。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>
名称	位置				
中野区立教育センター分室	東京都中野区野方一丁目35番3号				